

SNOW TRAVEL EXPO (STE) 2024出展補助業務

公募型プロポーザル提案説明書

1 実施主体

スノーリゾートシティ SAPPORO 推進協議会（以下、「委託者」という）

2 業務名

SNOW TRAVEL EXPO (STE) 2024出展補助業務

3 業務の目的

当協議会ではオーストラリア市場をターゲットとして、オーストラリアからのスキー客の獲得に取り組んでおり、令和5年度の STE2023に引き続き、令和6年度に開催される STE2024に出展する。

令和6年度においては本取組みを強化し、さらなる誘客に繋げるべく、札幌市内のスキー場等への誘客に資する商品造成を行い、STE2024への出展及びB to B プロモーションを実施し、現地の一般消費者、旅行会社等に直接スノーリゾートシティ SAPPORO の魅力を発信し、来札意欲の喚起を図る。

4 業務委託期間

業務委託期間は、契約締結日から令和6年8月30日までの間の所定の日とする。ただし、所定の日はプロモーションの内容に応じ、委託者が定める。

5 予算規模

本業務の上限は2,800,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

6 業務の内容

STE2024出展及びB to B プロモーションの実施に係る補助業務を実施すること。

(1) STE2024

ア 開催日程及び会場

(ア) オーストラリア・メルボルン

日程：令和6年5月19日（日）9時～16時

会場：Melbourne Convention and Exhibition Centre, Southbank

(イ) オーストラリア・シドニー

日程：令和6年5月26日（日）9時～16時

会場：ICC Sydney, Darling Harbour

イ ブース設営及び撤収

ブースについては、シェルブース1小間（1ブースのサイズはW3,000×D3,000）を確保しており、出展にあたり必要となる一切の設営及び撤収作業を実施すること。

なお、ブースの詳細については、「SNOW TRAVEL EXPO(STE)2024 出展規約」

(<https://snowtravelexpo.com.au/exhibitor-information/terms-and-conditions/>)を確認すること。

(ア) レイアウト、造作、装飾

スノーリゾートシティ SAPPORO のPRブースとして造作、装飾を行うこと。

(イ) 追加備品

追加に必要な備品にかかる一切の手配、支払等を実施し、費用は本業務に含めること。追加予定の備品については、提案により示すこと（過去に類似事業で使用したタペストリーと観光映像（スキー関連含む）は本協議会から提供が可能）。

なお、シェルブースの標準備品については、STE2024のHP

(<https://snowtravelexpo.com.au/>)等で確認すること。

ウ ブース運営

(ア) ブースの運営とスタッフ配置

ブース運営全般を行うこと。ブース運営にあたっては、日本語と英語が流暢に話せるスタッフを常時2名以上配置すること。また上記と別に、旅行業及び札幌の観光情報、「6(3)商品造成」で造成する商品に精通したスタッフ（日本語可）を1名以上配置すること。

※委託者からは1～3名のスタッフ（英語不可）が交代でブース対応を行う予定。

(イ) シフト管理

スタッフの配置にあたっては、休憩時間等も考慮したシフト管理を行うこと。

(ウ) ブース内プロモーション

「6(3)商品造成」で造成した商品の予約受付等を行うとともに、スノーリゾートシティ SAPPORO の認知や興味関心の拡大につながるプロモーションを行うこと。具体的な内容については、イ(ア)で示した、ブースの特性を踏まえて提案すること。

(エ) ブースへの集客等の施策

ステージイベント（15 分間のプレゼンテーション）への参加を予定していることから、このステージイベントに参加し、ブースへの集客やスノーリゾートシティ SAPPORO の認知や興味関心の拡大につながる内容を実施すること。この内容については、提案により示すこと。

この他、ブースへの集客等に係る取組がある場合は、提案により示すこと。

(オ) アンケート

オーストラリア市場への観光プロモーションに活用可能な情報を収集するため、来場者に対し、アンケートを実施すること。アンケートの手法は、提案により示すこととし、電子媒体によるアンケートや、後日回答による収集も可能とする。

アンケート結果については、集計・分析し、日本語への翻訳を行い、報告すること。

(カ) ノベルティ

プロモーション、アンケート等でノベルティを配布する場合は、委託者から300本程度のボールペンを提供することが可能。これ以外にノベルティが必要な場合は、受託者で手配すること。

エ 配架資料等の集約及び輸送

委託者が持っているパンフレット類の配架資料及びノベルティについて、会場への輸送、ブースへの配架等の一切の作業を実施すること。なお、これらの輸送について、受託者がオーストラリアで保管場所を用意できる場合で、委託者事務室からEMSでオーストラリアに輸送できるものについては、費用を含めて委託者で輸送の対応をすること。これ以外の輸送については費用も含めて受託者で対応すること。

オ その他

STE2024への出展料の支出については、委託者から直接、主催者へ支出するため、本業務には含めないこと。

(2) B to B プロモーションの実施

現地の旅行会社等を訪問し、「6(3)商品造成」で造成した商品紹介を含めたスノーリゾートシティ SAPPORO のプロモーションを行うため、訪問先を選定し、調整及びプロモーションを行うこと。また、ビジネスレベルの通訳者を1名以上配置すること。

なお、現地の旅行会社等の訪問に代わる効果的なB to Bプロモーションがある場合は、提案により示すこと。

(3) 商品造成

冬期間におけるオーストラリア市場から札幌市内のスキー場等への誘客に効果的な商品を造成すること。

なお、造成した商品は、「6(1)STE2024」で予約受付を行うとともに、「6(2)B to B プロモーションの実施」で紹介をする想定である。

(4) 実施結果の報告

指定の期限までに、実施概要、実施結果及び効果（実施により得られた集客効果やその他二次的なプロモーション効果等）を取りまとめ、報告するものとする。報告は、画像や図表、数値データを用いて、できる限り分かりやすいものにする。

7 企画提案を求める事項

以下の項目について企画提案書を作成するものとする。

なお企画提案書については、スノーリゾートシティ SAPPORO 推進戦略

(<https://www.city.sapporo.jp/keizai/kanko/snowresort/snowresort.html>) を十分に理解した上で作成すること。

(1) ブース設営及び撤収

ア 造作、装飾、レイアウト

ブース内の造作、装飾について、コンセプト、デザイン、レイアウト等の詳細を、わかりやすく示すこと。

また、来場者へスノーリゾートシティ SAPPORO の魅力を効果的に訴求できると見込む理由を併せて示すこと。

イ 追加備品

追加予定の備品を示すこと。

(2) ブース運営

ア スタッフ配置

配置するスタッフの人数及び概要を示すこと。

イ ブース内プロモーション

「6(1)ウ(ウ) ブース内プロモーション」の詳細を示すこと。

ウ ブースへの集客等の施策

「6(1)ウ(エ) ブースへの集客等の施策」の詳細を示すこと。

エ アンケート

「6(1)ウ(オ) アンケート」について、手法を示すこと。また、目標回収数も示すこと。

オ ノベルティ

「6(1)ウ(カ) ノベルティ」について、プロモーション、アンケート等で使用するノベルティの内容、個数を示すこと。

(3) B to B プロモーション

「6(2)B to B プロモーションの実施」について、訪問候補の現地旅行会社等と訪問予定日を示すこと。旅行会社等の訪問に代わる効果的なプロモーションがある場合は、詳細内容について示すこと。

(4) 商品造成

「6(3)商品造成」の実施について、冬期間におけるオーストラリア市場から札幌市内のスキー場等への誘客に効果的な商品を造成すること。なお、その商品を造成する理由や現地での販売予定数等をあわせて示すこと。

(5) 効果測定

ア 当該業務の有効性を測る事業指標及び成果指標を設定し、それぞれの設定目標を示すこと。

イ 当該事業指標及び成果指標の具体的な測定方法、測定時期を示すこと。

ウ 当該業務に基づく波及効果の測定について提案がある場合は、波及効果の内容(指標)、測定方法、測定時期及び目標についても示すこと。

(6) 実施体制及び実施スケジュール

ア 業務体制(人員体制を含む。但し、必ずしも氏名を明示する必要はない。)並びに業務の総括責任者及び各パートの責任者の役職及び実績を示すこと。

イ 提案者及び業務体制を構成する事業者の会社概要並びにこれまでの類似業務の実施実績を示すこと。

ウ 準備及び効果測定を含めた業務スケジュールを示すこと。

(7) 見積もり

業務の実施に必要な経費の総額及び内訳を明らかにした見積を示すこと。

8 参加資格要件

札幌市の競争入札参加資格者名簿に登載されており、かつ、次に掲げる(1)~(3)の全ての要件を満たすものであること。

ただし、札幌市の競争入札参加資格者名簿に登録されていないものであっても、次に掲げる(1)~(3)の全ての要件を満たしている場合は、下表に定める必要書面の提出を行うことで、参加の申込を行うことができる。なお、これらの書面は参加申込書と同時

に提出するものとする。

- (1) 本プロポーザルにおいて、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市の競争入札参加停止等措置要領等の規定に基づき参加停止の措置を受けていないこと。

<札幌市の競争入札参加資格者名簿に登録されていないものが提出する書面>

提出書面	備考
ア 申出書	(様式3)
イ 登記事項証明書	※登記は現在事項証明または全部事項証明（写し可） ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの
ウ 財務諸表（直前2期分）	貸借対照表、損益計算書
エ 納税証明書 （市区町村税）	※本店（契約権限を委任する場合は受任先）の所在地の市区町村が発行するもの（写し可） ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの
オ 納税証明書 （消費税・地方消費税）	※未納がない旨の証明書（その3の3）（写し可） ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの

9 参加手続きに関する事項

(1) 日程

ア 公募開始	令和6年2月22日（木）
イ 参加申込書の提出期限	令和6年3月4日（月）12時00分必着
ウ 企画提案書の提出期限	令和6年3月8日（月）12時00分必着
エ 実施委員会による書面審査の実施	令和6年3月中旬
オ 提案事業者への選定結果の通知	令和6年3月中旬
カ 契約締結	令和6年3月下旬

(2) 提出書類

各種書類は、上記(1)の提出期限までに、協議会事務局（札幌市観光・MICE 推進課内）へ郵送（書留郵便等配達状況を確認できるものに限る）又は持参により提出する

こと。

- ア 参加申込書（様式1） 1部
- イ 企画提案書及び参考見積書（様式自由、A4縦、両面使用）
 - ・表紙に提案者の団体名称を記載したもの 1部
 - ・提案者の団体名称が記載されていないもの 10部
- ウ 上記イのPDFデータ（CD又はDVD） 1部

(3) 留意事項

- ア 申込書類に虚偽があった場合は失格とする。
- イ 提出のあった申込書類は返却しない。
- ウ 審査の公正を期すため、企画提案書には、会社名、住所、ロゴマークなどプロポーザル参加者を特定できる表示を付さないこと。

(4) 質問の受付及び回答

企画提案を行うにあたり質問がある場合は、質問受付期間内に所定の書面（様式2）に質問の要旨を簡潔に記入し、実行委員会事務局に電子メールで送信すること。

ア 質問受付期限

令和6年2月29日（木）12時00分まで

イ 質問に対する回答

質問を受けた場合は質問者に随時回答するとともに、企画提案を募集する上で広く周知すべきと判断されるものについては、内容を札幌市ホームページで公表する。

ウ 送付先電子メールアドレス

kanko@city.sapporo.jp

※メールのタイトルは「(団体名)【SNOW TRAVEL EXPO(STE)2024出展補助業務】
質問」とする。

10 契約候補者の選定方法

本プロポーザルにおいて、企画提案の内容は、「スノーリゾートシティ SAPPORO 推進協議会 STE2024 出展補助業務企画競争実施委員会」（以下「実施委員会」という。）を設置して評価する。評価及び契約候補者の選定は、実施委員会が審査を行って、最も適当と思われる提案者を選定し、もって契約候補者とする。

(1) 参加資格の審査及び結果の通知

「8 参加資格要件」に基づき審査を行い、結果を通知する。参加資格を満たさない場合は、書面により結果を通知する。

(2) 評価の基準

評価項目	評価内容	配点
本事業のコンセプト (7関係)	スノーリゾートシティ SAPPORO 推進戦略を踏まえた提案内容になっているか。	10
ブース設営 (7-1関係)	ブース造作、装飾のコンセプト、デザイン、レイアウト等は、来場者へ札幌の魅力を効果的に訴求できるものであり、来場者の関心を引く魅力的なものとなっているか。	10
ブース運営 (7-2関係)	スタッフの配置及び人数はブース運営をスムーズに実施する上で適切であり、プロモーション、集客施策等は札幌ブースに多くの来場者を集め、スノーリゾートシティ SAPPORO の魅力を効果的に発信し、札幌に旅行客誘致ができる内容となっているか。	15
B toBプロモーション (7-3関係)	B toBプロモーションの訪問候補は、札幌への旅行客誘致に繋がる効果的な選定となっているか。	25
商品造成 (7-4関係)	造成する商品は、オーストラリア市場の特性等を踏まえ、札幌への旅行客誘致に繋がる効果的かつ魅力的な商品となっているか。	25
効果・目標の妥当性 (7-5 関係)	業務の有効性を測る指標が適切であり、目標の設定が妥当であるか。	5
体制・計画の適否 (7-6) 関係)	業務を遂行するための適切な業務体制及び人員確保がなされ、確実に遂行し得るスケジュールになっているか。	5
経費の妥当性 (7-7) 関係)	提案内容に対して積算額が妥当であるか。	5

(3) 実施委員会による書面審査の実施

実施委員会による書面審査を行い、契約候補者を選定する。審査の過程で、必要に応じてヒアリングを実施する場合がある。ヒアリングを実施する場合は、対象者に事前に通知する。

(4) その他

ア 評価の結果は、提案者全員に文書により通知する。

イ 提案者が一者となった場合、総合得点満点の6割を最低基準点と定め、最低基準点を超えた場合のみ契約候補者として選定する。

ウ 実施委員会による採点が同点の場合、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

11 契約

契約については、選定された契約候補者と実施主体の間で詳細を交渉のうえ、締結するものとする。ただし、この交渉の中で、企画提案内容の一部を変更することがある。また、契約候補者が「8 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合や契約候補者との交渉が不調に終わった場合は、実施委員会において次点とされた団体と交渉する場合がある。なお、契約は実施主体と締結するものとし、その手続きは、札幌

市契約規則を準用する。

12 参加資格の喪失

本プロポーザルにおいて、企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで(契約候補者にあつては契約を締結するまで)の間に、次のいずれかに該当したときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は、契約候補者としての選定を取り消すこととなる。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は、満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は、利害関係を有することとなったとき

13 失格事項

以下のいずれかに該当したものは失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者。
- (2) 審査の公平性を害する行為をおこなった者。
- (3) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を順守しない者。

14 参加資格等についての申立て

本プロポーザルにおいて参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

15 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して 3 日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

16 企画提案の著作権等に関する事項

- (1) 企画提案の著作権
 - ア 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。
 - イ 実施主体が本件プロポーザルの実施に必要と認めるときは、企画案を実施主体

が利用（必要な改編を含む）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。

ウ 提案者は、実施主体に対し、提案者が企画提案を創作したこと、及び、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

エ 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(2) 成果物の著作権

ア 受託者は委託者に対し、当該事業の実施に係る成果物（以下、「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。

イ 受託者は、成果物に関する著作者人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。

ウ 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと、及び、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害する者でないことを保証する。

エ 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

17 その他留意事項

- (1) 企画提案に係る一切の経費については提案者の負担とする。
- (2) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加を認めない。

18 各書類の提出先・問合せ先

担 当 スノーリゾートシティ SAPPORO 推進協議会 事務局 新谷、戸田

（札幌市経済観光局観光・MICE 推進部観光・MICE 推進課内）

住 所 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 15階

電 話 011-211-2376

F A X 011-218-5129

メール kanko@city.sapporo.jp